注２　医療観察訪問看護基本料㈢については、通院対象者（同一建物居住者に限る。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注３　注１及び注２に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等、准看護師、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行った場合は、医療観察複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては、週１日を限度として加算する。

イ　看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行った場合

⑴　１日に１回の場合　450点

⑵　１日に２回の場合　900点

⑶　１日に３回以上の場合　1,450点

ロ　看護師等が准看護師と同時に医療観察訪問看護を行った場合

⑴　１日に１回の場合　380点

⑵　１日に２回の場合　760点

⑶　１日に３回以上の場合　1,240点

ハ　（略）

注４　注１及び注２については、主治医から医療観察精神科特別訪問看護指示書の交付を受け、当該医療観察精神科特別訪問看護指示書及び法第104条の処遇に関する実施計画に基づき、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が医療観察訪問看護を行った場合には、１月に１回に限り、当該指示があった日から起算して14日を限度として算定する。

（削る）

注５　医療観察訪問看護基本料については、注４の場合を除き、前期通院対象者通院医学管理料を算定している当該月にあっては週５回を、それ以外の場合にあっては週３回をそれぞれ限度として算定する。

注６　訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が１時間以上である者に対して医療観察訪問看護を行い、次のいずれかに該当する場合には、医療観察特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

イ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が医療観察訪問看護を行う場合

ロ　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察訪問看護を行う場合

注７　注１及び注２に規定する場合であって、通院対象者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療所又は在宅療養支援病院の医師に限る。）の指示に基づき、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が緊急に医療観察訪問看護を実施した場合には、医療観察精神科緊急訪問看護加算として、１日につき所定点数に265点を加算する。

注３　医療観察訪問看護基本料㈢については、通院対象者（同一建物居住者に限り、注２に規定する通院対象者を除く。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注４　注１及び注３に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等、准看護師、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行った場合は、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては、週１回を限度として加算する。

イ　看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行った場合　430点

（新設）

（新設）

（新設）

ロ　看護師等が准看護師と同時に医療観察訪問看護を行った場合　380点

（新設）

（新設）

（新設）

ハ　（略）

注５　注１及び注３については、主治医から医療観察精神科特別訪問看護指示書の交付を受け、当該医療観察精神科特別訪問看護指示書及び法第104条の処遇に関する実施計画に基づき、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が医療観察訪問看護を行った場合には、１月に１回に限り、当該指示があった日から起算して14日を限度として算定する。

注６　注２に規定する場合であって、医療観察訪問看護の時間が３時間を超えた場合は、３時間を超えた時間について、５時間を限度として、１時間又はその端数を増すごとに所定点数に40点を加算する。

注７　医療観察訪問看護基本料については、注５の場合を除き、前期通院対象者通院医学管理料を算定している当該月にあっては週５回を、それ以外の場合にあっては週３回をそれぞれ限度として算定する。

注８　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が１時間以上である者に対して医療観察訪問看護を行った場合には、医療観察特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

（新設）

（新設）

注９　注１及び注３に規定する場合であって、通院対象者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療所又は在宅療養支援病院の医師に限る。）の指示に基づき、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が緊急に医療観察訪問看護を実施した場合には、医療観察精神科緊急訪問看護加算として、１日につき所定点数に265点を加算する。